

News Release

平成22年11月12日
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件
(うち石油ストーブ(開放式)1件、石油給湯機付ふろがま1件、
石油給湯機1件、石油ふろがま用パーナー(薪兼用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 9件
(うち電気洗濯機6件、アイロン1件、IH調理器1件、縁台1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
(うち美顔器1件、電気がま1件、脚立(はしご兼用)1件、
介護ベッド用手すり1件、卓球台1件、家具(コンセント付ワゴン)1件、
自転車用シートポスト1件、自転車用幼児座席1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件 1件
(うちノートパソコン1件)

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A200900073、A200900727、A200900851、A200900987、A200901129、A201000660を除く)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日	備考
A201000648	平成22年10月26日	平成22年11月8日	美顔器	重傷1名	当該製品を使用中、お湯が吹き出し、火傷を負った。スチーム用の水を入れ過ぎていた可能性も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201000649	平成22年10月29日	平成22年11月9日	電気がま	火災	当該製品をコンセント付ワゴンに乗せて使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品のプラグを接続したワゴンのコンセント部でトラッキング現象が発生した可能性も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	家具(コンセント付ワゴン)に関する事故(A201000653)と同一事故
A201000650	平成22年8月10日	平成22年11月9日	脚立(はしご兼用)	重傷1名	当該製品に登って作業後、当該製品の中央部付近まで降りた際、転落し、負傷した。当該製品の裏面側を使用した可能性も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	平成22年11月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201000651	平成22年7月10日	平成22年11月9日	介護ベッド用手すり	死亡1名	当該製品の隣間に首が挟まり、1名が死亡した。当該製品が逆の方向で取り付けられ隙間が広がっていた。使用状況も含め、現在、原因を調査中。	山口県	
A201000652	平成22年10月21日	平成22年11月9日	卓球台	重傷1名	当該製品を開く際に、当該製品が倒れ、足が下敷きになり、負傷した。使用状況も含め、現在、原因を調査中。	山形県	
A201000653	平成22年10月29日	平成22年11月10日	家具(コンセント付ワゴン)	火災	当該製品のコンセント付近から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。電気がまのプラグを接続した当該製品のコンセント部でトラッキング現象が発生した可能性も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	電気がまに関する事故(A201000649)と同一事故
A201000655	平成22年7月10日	平成22年11月10日	自転車用シートポスト	重傷1名	自転車で走行中、転倒し、負傷した。当該製品(サドルを支えるための棒状の部品)のネジが破断しており、事故発生時の状況も含め、現在、原因を調査中。	福岡県 (確認中)	報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意